

装備品等の技術研究開発に関する訓令を次のとおり定める。

訓令第41号(昭和59年5月30日)  
による改正箇所を記入

昭和50年12月27日

防衛庁長官 坂 田 道 太

## 装備品等の技術研究開発に関する訓令

改正 昭和52年4月15日庁訓第8号  
昭和59年6月30日庁訓第37号

### 目次

- 第1章 総則 (第1条—第4条)
- 第2章 技術研究開発の長期の見積り (第5条—第8条)
- 第3章 技術研究本部の年度業務計画 (第8条の2—第8条の4)
- 第4章 技術研究 (第9条—第13条)
- 第5章 技術開発及び実用試験 (第14条—第21条)<sup>の2</sup>
- 第6章 雑則 (第22条・第23条)<sup>ハ</sup>

### 附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、装備品等(防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第5条第12号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)についての技術研究開発に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術研究 技術研究本部が行う技術開発に必要な技術上の知識を取得するための技術的調査研究、考案及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究をいう。
- (2) 技術開発 技術研究本部が陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊(以下「各自衛隊」という。)の装備品等の創製又は装備品等の性能、諸元及び構造についての重要な改善をするために行う考案、設計及び試作並びに技術試験をいう。
- (3) 技術試験 技術研究本部が技術開発において試作された装備品等の性能が設計に適合するか否かについて評価をするために行う試験をいう。
- (4) 実用試験 各自衛隊が技術開発において試作された装備品等が使用目的に適合

(追40)

するか否かについて評価をするために行う試験をいう。

(5) 技術研究開発 技術研究及び技術開発並びに実用試験をいう。

(適用除外)

第3条 この訓令の規定は、第5条及び第3章の規定を除き、船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号)の規定による船舶の製造又は改造については適用しない。

(実施の協力)

第4条 内部部局、各自衛隊、技術研究本部及び調達実施本部は、技術研究開発の実施に関し、相互に密接に協力しなければならない。

第2章 技術研究開発の長期の見積り

(技術研究開発に関する調査分析)

第5条 技術研究本部長(以下「本部長」という。)は、技術研究開発の長期の見積りに資するために、装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析し、その資料を、毎年度、10月末日までに防衛庁長官(以下「長官」という。)に提出するとともに、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)に送付するものとする。

(技術研究開発要求見積書の作成)

第6条 幕僚長は、概算要求年度の次年度以降おおむね10年間に技術開発を完了することを期待する装備品等について、項目ごとに、その運用構想、期待する主要性能、装備構想その他必要な事項を記載した技術研究開発要求見積書を、毎年度、概算要求年度の前年度の1月末日までに作成し、長官に提出するとともに、本部長に送付するものとする。

2 幕僚長は、事情の変更その他の理由により、技術研究開発要求見積書に記載された事項を変更する必要がある場合には、当該事項を修正した技術研究開発要求見積書を長官に提出するとともに、本部長に送付するものとする。

(技術研究開発実施見積書の作成)

第7条 本部長は、技術研究開発要求見積書の項目並びに本部長が技術研究及び技術開発を実施することが適当であると認めた項目のうち、概算要求年度の次年度以降おおむね5年間に着手することが必要と認められる技術研究で重要なもの(以下「重要技術研究」という。)及び技術開発の項目について、主要な目標性能、実施見積線表その他必要な事項を記載した技術研究開発実施見積書を、毎年度、概算要求年度の前年度の2月末日までに作成し、長官に提出するとともに、幕僚長に送付するものとする。

2 本部長は、前条第2項の修正があつた場合又は事情の変更その他の理由により、

見積書産単価、ライフサイクルコスト 抑削のための方策

技術研究開発実施見積書に記載された事項を変更する必要がある場合には、当該事項を修正した技術研究開発実施見積書を長官に提出するとともに、幕僚長に送付するものとする。

(要求書の作成の指示)

**第8条** 長官は、前3条に規定する資料等を参考として、幕僚長に対し、技術研究要求書及び技術開発要求書の作成に際しての指針とすべき事項を示す。

### 第3章 技術研究本部の年度業務計画

(長官指示)

**第8条の2** 長官は、<sup>長官に</sup>本部長に対し、予算の見積り及び執行の基礎とするための年度業務計画の作成に際しての指針とすべき事項を示す。

(作成等)

**第8条の3** 本部長は、~~前条の指示に従い~~、次の各号に掲げるものをもって構成する年度業務計画を作成するものとする。この場合において、その計画の対象とする年度の前年度の所要の時期までに概算要求の基礎となる計画案を作成し、予算の成立後、直ちに、必要に応じて所要の修正を行い、原則として基本計画については、当該年度開始前に長官の承認を得るものとし、細部計画については、所要の時期までに作成し、長官に報告するものとする。

(1) 基本計画 計画の方針及び第10条の重要技術研究実施計画書並びに第16条の技術開発実施計画書。

(2) 細部計画 前号以外のものについて、本部長の定める区分に従い、達成目標並びに必要なに応じて、その実施の時期及び所要の人員、資材、経費、法令等を具体的に表示した手順を含む達成方法

(実施状況報告)

**第8条の4** 本部長は、年度業務計画に対する業務実施の進行の度合、その能率及び業務実施中に生じた重要な事項等を常に分析検討し、計画とその実施を調整するとともに、実施した結果を当該年度の終了後、すみやかに、長官に報告するものとする。

### 第4章 技術研究

(技術研究要求書の作成等)

**第9条** 幕僚長は、本部長に技術研究を要求する場合には、概算要求年度の前年度の3月末日までに、項目ごとに、研究目的及び目標、研究完了希望時期その他必要な事項を記載した技術研究要求書を作成し、本部長に提出するとともに、長官に報告するものとする。

2 幕僚長は、前項の技術研究要求書を提出した後、当該要求書の内容を変更するこ

# 6-1-25

## 装備品等の技術研究開発に関する訓令

とができる。この場合においては、その旨を本部長に申出るとともに、長官に報告するものとする。

(重要技術研究実施計画書の作成等)

第10条 本部長は、重要技術研究の項目ごとに、研究目標、完了予定年度、当該年度実施計画、評価時点その他必要な事項を記載した重要技術研究実施計画書を作成し、長官の承認を得なければならない。

2 本部長は、前項の承認を得た場合には、その旨を幕僚長に通知するものとする。

(重要技術研究実施計画書の変更等)

第11条 本部長は、第9条第2項の申出があつた場合又は事情の変更その他止むを得ない理由がある場合で、前条第1項の重要技術研究実施計画書の研究目標、完了予定年度、当該年度実施計画及び評価時点を変更し、又は重要技術研究を中止しようとするときは、長官の承認を得なければならない。

2 本部長は、前項の承認を得た場合には、その旨を幕僚長に通知するものとする。

(成果の報告)

第12条 本部長は、重要技術研究実施計画書に記載された評価時点ごとに、重要技術研究の成果を長官に報告するとともに、幕僚長に通知するものとする。

(承認の取消)

2. 本部長は、前項の報告のほか、必要があると認めるときは、その状況を長官に報告すると共に、幕僚長に通知するものとする。

第13条 長官は、前条の規定により報告された重要技術研究について、重要技術研究実施計画書に記載された研究目標が達成されないと見込まれる場合、完了時期が著しく遅延すると見込まれる場合、所要経費が著しく増大すると見込まれる場合その他著しい事情の変更がある場合で、当該重要技術研究を継続することが適当でないとき、第10条第1項及び第11条第1項の承認を取消するものとする。

第5章 技術開発及び実用試験

当該重要技術研究実施計画の中止又は修正を命ずるものとする

(技術開発要求書の作成等)

、期待する量産単価

第14条 幕僚長は、本部長に技術開発を要求する場合には、概算要求年度の前年度の3月末日までに、項目ごとに、運用構想、要求性能、開発完了希望時期その他必要な事項を記載した技術開発要求書を作成し、本部長に提出するとともに、長官に報告するものとする。

2 幕僚長は、前項の技術開発要求書を提出した後、当該要求書の内容を変更することができる。この場合においては、その旨を本部長に申出るとともに、長官に報告するものとする。

(技術開発計画概要書の作成)

(中止又は修正の指示)

~~第15条~~ 本部長は、~~技術開発要求書に基づき概算要求年度の4月末日までに、その項目ごとに、目標とする性能及び諸元、経費、完了までの年度別計画その他必要な事項を記載した技術開発計画概要書を作成し、長官に提出するものとする。~~

(技術開発実施計画書の作成等)

第16条 本部長は、技術開発の項目ごとに、開発目標、完了予定年度、当該年度実施計画、評価時点<sup>その他必要な事項</sup>を記載した技術開発実施計画書を作成し、長官の承認を得なければならない。<sup>見直しを要する</sup>

2 本部長は、前項の承認を得た場合には、その旨を幕僚長に通知するものとする。

(技術開発実施計画書の変更等)

第17条 本部長は、第14条第2項の申出があつた場合又は事情の変更その他止むを得ない理由がある場合で、前条第1項の技術開発実施計画書の開発目標、完了予定年度、当該年度実施計画及び評価時点を変更し、又は技術開発を中止しようとするときは、長官の承認を得なければならない。

2 本部長は、前項の承認を得た場合には、その旨を幕僚長に通知するものとする。

(成果等の報告)

第18条 本部長は、技術開発実施計画書に記載された評価時点ごとに、技術開発の成果及び今後の技術開発の進捗よくの見積りを長官に報告するとともに、幕僚長に通知するものとする。<sup>2. 本部長は前項の報告のほか、必要があると認めるときは、その旨を長官に報告すると共に幕僚長に通知するものとする。</sup>

(中止又は修正の指示)

第19条 長官は、前条の規定により報告された技術開発について、技術開発実施計画書に記載された開発目標が達成されないと見込まれる場合、完了時期が著しく遅延すると見込まれる場合、所要経費が著しく増大すると見込まれる場合その他著しい事情の変更がある場合で、当該技術開発を継続することが適当でないとき認めるときは、当該技術開発実施計画の中止又は修正を命ずるものとする。

(技術試験)

第20条 本部長は、長官が指定する技術試験を実施する場合には、試験項目、試験方法その他必要な事項を記載した技術試験実施計画書を作成し、長官に報告するものとする。

2 本部長は、技術試験を終了した場合には、その結果に実用試験の実施についての意見を付して、長官に報告するとともに、幕僚長に通知するものとする。

(実用試験)

第21条 長官は、前条第2項の報告を受けた場合で、実用試験の実施を適当と認める

(追33)

斗21条の2 幕僚長及び本部長は、前条1項の規定にかかわらず、技術試験と実用試験を同時に実施する必要がある場合には、相互に協議の上、試験項目、試験方法、その他必要な事項を記載した技術・実用試験同時実施計画書を作成し、原則として技術試験実施前に、長官に提出するものとする。  
2. 長官は、前項の技術・実用試験を同時に実施することが適当と認めるときは、幕僚長及び本部長に対し、技術試験と実用試験を同時に実施することを命ずるものとする。

## 6-1-25

### 装備品等の技術研究開発に関する訓令

ときは、幕僚長に実用試験の実施を命ずるものとする。

- 2 幕僚長は、前項の命令を受けた場合には、試験項目、試験方法その他必要な事項を記載した実用試験実施計画書を作成し、長官に報告するものとする。
- 3 幕僚長は、実用試験を終了した場合には、その結果に当該実用試験に係る装備品等が部隊の使用に供し得るか否かについての意見を付して、長官に報告するとともに、本部長に通知するものとする。

## 第6章 雑則

(装備審査会議への諮問)

第22条 長官は、次に掲げる事項について、装備審査会議に諮問するものとする。

- (1) 第8条の指針とすべき事項の指示に関する事項
- (2) 第10条第1項の重要技術研究実施計画書の承認に関する事項
- (3) 第11条第1項の重要技術研究実施計画書の変更又は重要技術研究の中止の承認に関する事項
- (4) 第13条の重要技術研究実施計画書の承認の取消に関する事項  
*中止又は修正の指示*
- ~~(5) 第15条の技術開発計画概要書の審議に関する事項~~
- ~~(6) 第16条第1項の技術開発実施計画書の承認に関する事項~~
- ~~(7) 第17条第1項の技術開発実施計画書の変更又は技術開発の中止の承認に関する事項~~
- ~~(8) 第19条の技術開発実施計画の中止又は修正の指示に関する事項~~
- ~~(9) 前条第3項の実用試験の結果の報告の評価に関する事項~~

(委任規定)

第23条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長又は本部長がそれぞれその所掌に属する事務について定めるものとする。

- 2 幕僚長又は本部長は、前項の定めをした場合には、すみやかに、これを長官に報告しなければならない。

## 附 則 (抄)

- 1 この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 昭和50年度以前の予算（国庫債務負担行為にあつては、これに基づいて支出をなすべき年度の予算を含む。）に係る技術研究開発は、なお従前の例による。

## 附 則 (昭和52年4月15日庁訓第8号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和52年4月15日から施行し、昭和53年度以降の年度を対象として

作成する防衛諸計画から適用する。

- 2 業務計画に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第14号）は、廃止する。ただし、同訓令に基づき作成された昭和52年度の業務計画については、なお同訓令の定めるところによる。
- 3 この訓令の規定する手続きに従い、防衛諸計画を作成することができない間においては、これと異なる手続きにより防衛諸計画を作成することができる。

附 則 （昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

別表第3の6

# 防 衛 庁 公 報

防衛庁長官官房総務課

## 【目 次】

法 律		
○ 法 律 第 50 号	防衛庁設置法の一部を改正する法律	1
訓 令		
○ 防 衛 庁 訓 令 第 41 号	装備品等の技術研究開発に関する訓令の一部を改正する訓令	1
○ 防 衛 庁 訓 令 第 42 号	表彰等に関する訓令の一部を改正する訓令	2
人 事		2
防 衛 統 計		7
正 誤 表		8

## 法 律

防衛庁設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成 8 年 5 月 29 日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第 50 号

### 防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法(昭和 29 年法律第 164 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「18 万人」を「17 万 9,430 人」に、「4 万 6,085 人」を「4 万 5,752 人」に、「4 万 7,556 人」を「4 万 7,207 人」に、「27 万 3,801 人」を「27 万 3,751 人」に改める。

第 17 条第 3 項中「工学」の下に「並びに社会科学」を加える。

第 28 条第 3 項中「所掌事務及び」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の一項を加える。

3 事務局の所掌事務については、情報本部の所掌に属するものを除き、政令で定める。

第 28 条の 2 を第 28 条の 3 とし、第 28 条の次に次の一条を加える。

(情報本部)

第 28 条の 2 統合幕僚会議に、情報本部を置く。

2 情報本部は、次の事務をつかさどる。

一 第 26 条第 1 項第 6 号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に関する事。

二 第 26 条第 1 項第 1 号(統合防衛計画の作成に係る部分に限る。)に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に必要な情報に関する事。

三 第 26 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務のうち情報に関する部分に関する事。

四 自衛隊法第 22 条第 3 項の規定により統合幕僚会議の議長が行う職務に関する事務のうち情報に関する部分に関する事。

3 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 情報本部の内部組織については、総理府令で定める。

### 附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 17 条第 3 項の改正規定は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

内閣総理大臣 橋本龍太郎

## 訓 令

### 防衛庁訓令第 41 号

装備品等の技術研究開発に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 8 年 5 月 30 日

防衛庁長官 臼井日出男

装備品等の技術研究開発に関する訓令の一部を改正する訓令



装備品等の技術研究開発に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第6条第1項中「10年間に」の次に「技術研究又は」を加え、「装備品等について、」を削り、「項目ごとに」の次に「、技術研究については、研究目的及び目標、研究完了希望時期その他必要な事項を、技術開発については」を、「装備構想」の次に「、開発完了希望時期、期待する量産単価、ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項」を加える。

第7条第1項中「項目について」の次に「、重要技術研究については、研究目標、実施見積線表その他必要な事項を、技術開発については」を、「実施見積線表」の次に「、見積量産単価、ライフサイクルコスト抑制のための方策」を加える。

第8条及び第8条の2中「長官は」の次に「、必要に応じて」を加える。

第8条の3中「、前条の指示に従い」を削る。

第12条の見出し中「成果」を「成果等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本部長は、前項の報告のほか、必要があると認める場合には、その状況を長官に報告するとともに、幕僚長に通知するものとする。

第13条の見出しを「（中止又は修正の指示）」に改め、同条中「第10条第1項及び第11条第1項の承認を取消すものとする」を「当該重要技術研究実施計画の中止又は修正を命ずるものとする」に改める。

第14条第1項中「開発完了希望時期」の次に「、期待する量産単価」を加える。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第16条第1項中「評価時点」の次に「、見積量産単価」を加える。

第17条第1項中「及び評価時点」を「、評価時点及び見積量産単価」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 本部長は、前項の報告のほか、必要があると認める場合には、その状況を長官に報告するとともに、幕僚長に通知するものとする。

第5章中第21条の次に次の1条を加える。

（試験実施の特例）

第21条の2 幕僚長及び本部長は、前条第1項の規定にかかわらず、技術試験と実用試験を同時に実施する必要がある場合には、相互に協議の上、試験項目、試験方法その他必要な事項を記載した技術・実用試験同時実施計画書を作成し、原則として技術試験実施前に、長官に提出するものとする。

2 長官は、前項の技術・実用試験同時実施計画書の提出を受けた場合で、技術試験と実用試験を同時に実施することが適当と認めるときは、幕僚長

及び本部長に対し、技術試験と実用試験を同時に実施することを命ずるものとする。

第22条第4号中「重要技術研究実施計画書の承認の取消」を「重要技術研究実施計画の中止又は修正の指示」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「前条第3項」を「第21条第3項」に改め、同号を同条第8号とする。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成8年5月31日から施行する。
- 2 防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6 装備局長専決事項装備局の各課の項第2号中「重要技術研究実施計画書の承認又は重要技術研究実施計画書の変更の承認の取消し」を「重要技術研究実施計画の中止又は修正の指示」に改め、同項第4号中「命令」の次に「及び第21条の2第2項の規定による技術試験と実用試験の同時実施の命令」を加える。

#### 防衛庁訓令第42号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第5条第3項の規定に基づき、表彰等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成8年6月3日

防衛庁長官 白井日出男

#### 表彰等に関する訓令の一部を改正する訓令

表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第9条中「5万円」を「7万円」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成8年6月3日から施行する。

## 人 事

#### 内 部 部 局

人事局厚生課共済調査官を命ずる

（愛知地方連絡部副部長）

防衛庁事務官 青木 晃

（5月11日）

防衛局防衛政策課信頼醸成・軍備管理企画室の兼務を解く

外務省に出向させる（欧亜局ロシア課課長補佐へ）

〔防衛局防衛政策課総括班〕  
〔(兼)防衛局防衛政策課信  
頼醸成・軍備管理企画室〕

防衛庁部員 加賀美正人

防衛庁部員に任命する